**主たる和解の条件**

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年六月十二日法律第四十一号）は時限立法で、この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う、となっています。

失効期限の再々延長は、総額表示の定着と税率を１０％（名目２０％）にするタイミングを計っているからです。

同法が失効しても総額表示に慣らされた国民は、消費税の二重負担となる直接支払いを強いられ、社会経済は毀損していきます。

当方は大津地裁に行政事件平成２９年行ウ第５号により国を提訴しているところ、時機を見て政財界のソーシャルデザインの必要性を理解する政府と和解しようと考えています。（http://www.selfdecl.jp/参照）

和解は、国民の圧倒的多数が消費税率１０％に上げること及び総額表示から新価格表示（価格＋５％拠出金）への替えを受け入れることを条件とします。

国民が受け入れ可能な具体例：間接税込価格が１，０００円の税抜価格は９２６円であり、消費税率１０%の価格は１，０１９円なので、新価格表示（価格＋５％拠出金）で表すと、１０１９＋５１円＝１，０７０円です。

∑本体価額　売上げ／消費税申告・納付

∑５％拠出金／コミュニティに還流

平成２６年４月以前の状態に戻す

新価格表示（本体価格＋５％拠出金）

現金取引

平成２９年８月１２日

ソーシャルデザイン機構